1. 整備計画の作成主旨

本市における 0 歳から 14 歳までの年少人口は、平成 19 年以降、減少傾向が続いているものの、学童保育所利用児童数は年々増加しており、令和 6 年度現在、全小学校児童数における学童利用率は約 25%まで上昇し、全児童の 4 人に 1 人が登録している状況である。これは、新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行により働き方が従来に戻りつつあることに加え、共働き世帯の増加や女性の社会進出などの社会情勢の変化が背景にあり、こどもを預けることを望む家庭が増えたことが影響していると推察される。

こうした急増する学童利用ニーズに対して、市は公設学童保育所の整備のほか、業務委託先であるＮＰＯ法人あげお学童クラブの会による民設学童保育所の整備により対応している。しかし、その整備に際しては、設計・工事や物件の確保などに一定の期間を要することから、その間は、教育委員会及び小学校の協力による学校施設の一時借用により対応している状況にあるが、学童保育所利用児童数が増加している小学校においては余裕教室等の確保が困難な状況にあり、利用児童数に応じた学童保育所の確保が急務である。

そのためには、将来の学童保育所利用児童数を予測し、計画的に学童保育所を整備する必要があることから、「学童保育所整備計画」を作成するものである。

【共働き等世帯数の年次推移】

資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」
(注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年の[ ]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

出典：厚生労働省ＨＰ

2. 計画の位置づけ及び期間

施設整備に当たっては、本市の最上位計画である「上尾市総合計画」及び「上尾市公共施設等総合管理計画」との整合性を確保したうえで、学校区ごとに、学童保育所需要を予測し、整備の必要性を具体的に示すものである。

計画期間については６年間としており、社会情勢の変化等を見据えながら学童保育所需要を毎年見込むこととする。

3. 学童保育所のこれまでと現状

本市の学童保育所は、昭和 45 年に児童の保護者による自主運営から始まった。その後、地区ごとに学童保育所が増加し、市が「学童保育所設置に関する基本方針」を策定した平成 14 年当時には 20 か所となったが、このうち小学校敷地内に設置されていたのは 3 カ所のみであった。「学童保育所設置に関する基本方針」策定にあたっては、残りの 17 か所を小学校敷地内に設置するべく「公設の学童保育所は、一つの小学校区につき１施設を原則とする」旨を定めた。その後は、共働き世帯の増加や女性の社会進出などの社会情勢の変化に伴い、学童保育所の利用希望者は年々増加し、令和６年度現在では 43 施設（50 支援単位）となっている。

国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」には、設備の基準として「専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 ㎡以上でなければならない」と定められており、本市でも「上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に同様の基準を定めている。

本市では、学童保育所の入所要件を満たす児童は、全て受け入れる方針を堅持しているため、経過措置の範囲内で児童１人当たりの保育面積が 1.65 ㎡を下回る学童保育所が生じているところであるが、児童の安全を確保するため、学校施設や公共施設等の一時借用により、保育スペースを確保している状況にある。

【学童保育所整備年表】

昭和49年4月	平方東学童保育所【公設】
昭和56年4月	上平北学童保育所【公設】
昭和60年12月	東小第二学童保育所【公設】
昭和63年3月	原市学童保育所【公設】原市小学校内
平成3年1月	原市南学童保育所【公設】原市南小学校内
平成7年4月	尾山台学童保育所【公設】尾山台小学校内
平成8年4月	大谷学童保育所【公設】
平成10年4月	芝川学童保育所【公設】芝川小学校内
平成16年4月	大石学童保育所【公設】大石小学校内
平成19年4月	西小なかよし児童クラブ【公設】西小学校内
	中央小学童保育所【公設】中央小学校内
10月	大谷第二学童保育所【民設】
平成20年8月	富士見小第二学童保育所【民設】
	大石第二学童保育所【民設】
	芝川第二学童保育所【民設】
平成21年8月	東町小第二学童保育所【民設】
	大石北小第二学童保育所【民設】
平成23年4月	上尾小学童保育所【公設】上尾小学校内
平成24年4月	東小学童保育所【公設】東小学校内
	富士見小学童保育所【公設】富士見小学校内
平成25年4月	鴨川小学童保育所【公設】鴨川小学校内
平成26年4月	上平小学童保育所【公設】上平小学校内
平成27年4月	大谷第三学童保育所【民設】
平成28年4月	大石北小学童保育所【民設】大石北小学校内
6月	上尾小第二学童保育所【民設】
平成29年3月	大石第三学童保育所【公設】
4月	平方北小学童保育所【公設】平方北小学校内
平成30年1月	大石南小学童保育所【公設】大石南小学校内
4月	中央小第二学童保育所【民設】
4月	原市第三学童保育所【公設】原市小学校内
平成31年1月	原市第二学童にこにこクラブ【公設】原市小学校内
令和1年7月	原市南第二学童保育所【民設】
	鴨川小第二学童保育所【民設】
10月	芝川第三学童保育所【民設】
令和2年4月	今泉小学童保育所【公設】今泉小学校内
9月	上尾小第三学童保育所【民設】
11月	富士見小第三学童保育所【民設】
令和4年1月	東町小学童保育所【公設】東町小学校内
令和6年4月	平方小学童保育所【公設】
	平方東学童保育所(分館)平方東小学校内
令和7年1月	大石北小第三学童保育所【民設】
令和7年2月	西小第二学童保育所【民設】

※注：現存運営中の学童の整備状況

4. 学童保育所の需要予測

学童保育所の需要予測に当たっては、教育委員会の「児童生徒数の年度推移」を参考に、以下のとおり学校区ごとに予測するものとする。

【学童保育所必要保育面積の需要数の算出方法】

① 小学校別に直近過去５年間の入所率を算出
② 小学校別の児童数を把握（「児童生徒数の年度推移」【市教育委員会・学務課】より）
③ ①と②を乗じることにより、小学校別の登録児童数（予測値）を算出
④ 小学校別に４月・１か月間の平均利用実績児童率を算出
⑤ ③と④を乗じることにより、小学校別の利用実績児童数（予測値）を算出

【使用データの更新】

最新の学童保育所の需要予測データを把握するため、以下のポイントに合わせて更新を行う。

① 児童生徒数の年度推移による更新**（資料１－１参照）**
「児童生徒数の年度推移」（教育委員会学務課作成資料）の更新に合わせて、６月から７月にかけて児童数を最新の情報に見直し、更新する。

② 入所予定者による更新**（資料２参照）**
１２月から１月にかけて次年度の入所予定者の速報値が判明するため、次年度のデータについて時点修正する。

【学童保育所利用児童数の推移及び予測】

市全体	H31	R2	R3	R４	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
小学校全児童数	11,240	11,070	11,034	10,941	10,887	10,784	10,712	10,570	10,274	10,101	9,851	9,576
全児童数増加率	－	-1.5%	-0.4%	-0.8%	-0.5%	-0.9%	-0.7%	-1.3%	-2.8%	-1.7%	-2.5%	-2.8%
登録児童数	2,009	2,046	2,122	2,317	2,442	2,690	2,826	2,962	3,098	3,234	3,370	3,506
登　録　率	17.9%	18.5%	19.2%	21.2%	22.4%	24.9%	26.4%	28%	30.2%	32%	34.2%	36.6%
利用予定児童数	1,650	1,775	1,835	1,976	2,094	2,289	2,402	2,505	2,562	2,645	2,705	2,750
利用予定率	14.7%	16.0%	16.6%	18.1%	19.2%	21.2%	22.4%	23.7%	24.9%	26.2%	27.5%	28.5%

参考：「児童生徒数の年度推移」（上尾市教育委員会・学務課）　　令和６年６月

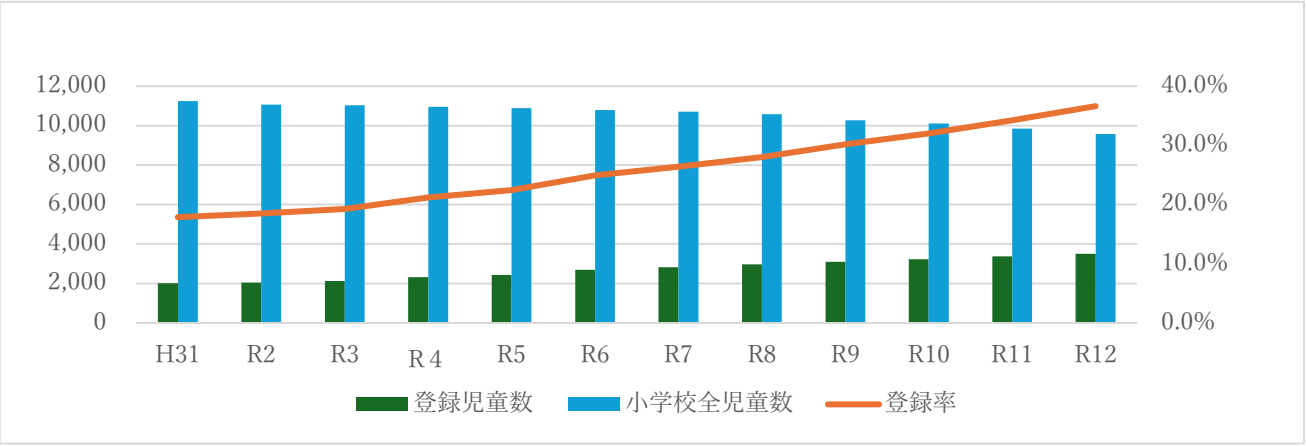

5. 学童保育所年度別整備計画

資料１－１「学童保育所需要予測表（小学校区別）」において、各学童保育所の保育面積を利用予定児童数で除した面積が、概ね 1.65 ㎡を下回ることが見込まれる小学校については、新たな学童保育所の整備を検討する必要があるが、利用予定児童数に対し利用実績児童数に乖離があることに加え、当市の学童保育所利用児童数が急増していることから、当面は、各学童保育所の保育面積を利用実績児童数で除した面積を用いて算出した数値に基づき、新たな学童保育所の整備を検討することとする。

なお、年度ごとの更新作業は、「４.学童保育所の需要予測」に合わせ毎年４月の利用実績児童数を把握した後に作成するものとする。**（資料１－２参照）**

また、４ページ【使用データの更新】②の時点修正にあわせて次年度に整備すべき学童保育所を示すこととする。**（資料２参照）**

【用語の意味】

◆登録児童数

入所申込における入所児童数

◆利用予定児童数（国の基準による「児童数」）

毎日利用することを前提に申込みをした児童数に、一週間当たりの利用予定日数を開所日数で按分した児童数を加えた人数

例）一週間のうち月～土曜日の 6 日間開所していて、4 月 1 日現在の登録児童数が、47 人の児童クラブの場合

・6 日間利用登録 4 人　→ 4 人

・5 日間利用登録 35 人 → 35 人×5 日間／6 日間＝29.166→30 人

・4 日間利用登録 8 人 → 8 人×4 日間／6 日間＝5.333→6 人

登録児童数 47 人　利用予定児童数 40 人

◆利用実績児童数

児童の実際の利用状況を基に算出した、平日１日当たりの平均利用人数
※登録している児童数ではなく、実際に利用している児童の利用人数／日。
※土曜日は利用人数が著しく少ないため、平均の計算に含めない。

◆児童１人あたり面積

「利用予定児童数」または「利用実績児童数」に基づき、小学校区ごとに設置されている学童保育所の総面積から算出

6. 学童保育所整備の手法

学童保育所整備の手法については、以下の順に検討するものとする。

① 学校教育に支障のない範囲で学校余裕教室等の活用

② 余裕教室が見込めない場合は、学校敷地や他の公共施設の空きスペース等に新たな学童保育所の開設を検討

③ ①また②により対応できないときは、民設学童保育所による保育面積確保

なお、上記の整備による面積確保が見込めない場合は、建物本来の使用目的を変えることなく、一時的に学校施設等を借用した面積確保（分散保育）方策を関係部署と協議するほか、放課後児童健全育成事業だけで放課後児童の居場所に対応するのではなく、多角的視点から居場所を確保していけるよう、検討が必要である。